

2009年条約勧告適用専門家委員会 ILO 第142号条約オブザベーション（抄）
（厚生労働省国際課仮訳）

人的資源の開発における職業指導及び職業訓練に関する条約、
1975年（第142号）

日本（批准：1986年）

条約第1条 教育・訓練政策の制定及び実施

委員会は、政府に対し、雇用・能力開発機構に関する検討の結果についての情報並びに職業指導及び職業訓練に関する包括的かつ調整された政策及び計画の開発及び実施のための機構の運営についての情報を提供するよう要請する。政府は、1964年の雇用政策に関する条約（第122号）の適用に関して提供された関係する意見を踏まえることも可能である。

第3条 職業指導政策

委員会は、「ジョブ・カード制度」の運営に関する更なる詳細な情報を受け取することを望む。政府は、公共職業安定所を通じて提供される職業指導の有効性についての入手可能なあらゆる統計又はデータを含めることが求められる。

第4条 女性のための職業訓練制度

委員会は、政府に対し、それらの措置（※）が教育、訓練及び生涯学習への女性のアクセスの改善に与えた影響に関する統計資料を含む情報を引き続き提供するよう要請する。

※子育て中の女性に対して就職支援を提供する「マザーズハローワーク」の設置や求職者のニーズに応じた職業相談の提供、地方公共団体との連携による子育て情報の提供等の取組を指している。

第5条 社会的パートナーとの協力

委員会は、職業指導及び職業訓練の政策及び計画の策定及び実施において、職業安定分科会を含む、労使団体の協力が確保される手段についての情報の提供があればありがたいと考える。